

## 現状・改正趣旨

- 照明についての基準は現状、誘が灯や街路照明の設置及び営業施設における照明に関する基準のみである。  
(自然保護対策要綱第4の1の(1)のウ・自然保護対策要綱第4の1の(2)のキ・自然保護対策要綱第4の1の(2)のケの(イ)及び(ウ))
- 軽井沢ならではの豊かな生態系保全のため、夜間照明の使用に関する新たな基準を設けるもの。(基本方針第4)

## 改正概要

- 野生動植物の保全の観点から照明の設置基準を新たに自然保護対策要綱第4の1の(1)のウに設ける。

現行

誘が灯は、野生動物の保護のため、必要最小限にとどめること。

改正

野生動植物の保護のため、屋外で照明(屋内から屋外へ漏れ出る光及び広告や装飾等を目的とする発光物を含む)を設置する際は、要領に掲げる基準によること。

## 改正概要

- 取扱要領第2の2へ基準を新たに設ける。
  - 2 要綱第4の1の(1)のウで掲げる基準は、以下のとおりとする。
    - (1) 目的を阻害しない範囲において必要に応じた設置数・明るさとし、周辺環境に配慮すること。特定の対象物を照射しようとするときは、対象物以外への光漏れを最小限とすること。
    - (2) 点灯時間は使用用途に応じ、不要な時間は消灯又は減灯すること。
    - (3) 投光器、サーチライト、レーザーその他これらに類するもの（以下「投光器等」という）の使用は避けること。
    - (4) 誘が灯は、必要最小限にとどめること。
    - (5) 屋内照明（屋根及び壁面によって囲まれた建物の内部の照明）は、日没後から翌朝日の出までの間において、カーテン、ブラインド、雨戸等により屋外への光漏れを最小限とすること。
- 取扱要領第2の2の例外規定を取扱要領第2の3として新たに設ける。
  - 3 要綱の規定は、次に掲げる場合は、対象外とする。
    - (1) 災害時等、人の生命、身体又は財産を保護するために必要な場合
    - (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査を行うために必要な場合
    - (3) 交通の安全を確保するために必要な場合
    - (4) 運動場において投光器等を利用する場合（ただし、使用后直ちに消灯しなければならない）
    - (5) 地域行事や祭典
    - (6) 条例に定める手続きを行い使用する場合
    - (7) 前各号に掲げるもののほか、法令の規定に基づく行為を行うために必要な場合